風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

○　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第二十条第八項の政令で定める者及び額） 第十四条　法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。	（法第二十条第八項の政令で定める者及び額） 第十四条　法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
政令で定める者 / 区分 / 政令で定める額 一　法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者 / ㈠　（略） / （略） ㈡　法第二十条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合 / 三千三十円 ㈢　（略） / （略） （略） / （略） 備考 一　認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機に	政令で定める者 / 区分 / 政令で定める額 一　法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者 / ㈠　（略） / （略） ㈡　法第二十条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合 / 四千三百四十円 ㈢　（略） / （略） （略） / （略） 備考 一　認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機に

ついて認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、一の項の下欄の規定にかかわらず、同項の㈠の場合にあつては零円とし、同項の㈡の場合にあつては三十円とし、同項の㈢の場合にあつてはそれぞれ同項の㈢の下欄に定める額から八千円を減じた額とする。

二　（略）

（法第四十三条の政令で定める者及び額）

第二十九条　法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一　（略）	（略）
二　法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認（以下この表において単に「承認」という。）を受けようとする者	
㈠　（略）	（略）
㈡　承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	三千九百円に、未認定遊技機一台ごとに三十円を加算した額（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特

ついて認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、一の項の下欄の規定にかかわらず、同項の㈠の場合にあつては零円とし、同項の㈡の場合にあつては四十円とし、同項の㈢の場合にあつてはそれぞれ同項の㈢の下欄に定める額から八千円を減じた額とする。

二　（略）

（法第四十三条の政令で定める者及び額）

第二十九条　法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一　（略）	（略）
二　法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認（以下この表において単に「承認」という。）を受けようとする者	
㈠　（略）	（略）
㈡　承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗

（略）	

定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ第十四条の表の一の項の㈢の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額

（略）	

じて得た額を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ第十四条の表の一の項の㈢の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額